Smart TV Box サービス利用規約

株式会社ジェイコム東京北

平成 27 年 10 月 29 日

目　次

第１条（規約の適用） 2
第２条（用語の定義） 2
第３条（本サービスの内容） 2
第４条（契約期間） 3
第５条（提供条件） 3
第６条（申込と解約等） 3
第７条（コンテンツサービス） 3
第８条（タブレット端末の取扱い） 3
第８条の２　（J:COM MOBILE（プランａ）契約約款に定めるタブレット端末） 3
第９条（サービスの一時停止） 4
第10条（auID） 4
第11条（知的財産権および成果物の帰属） 4
第12条（個人情報の取扱い） 4
第13条（責任の制限） 5
第14条（利用者の維持責任） 5
第15条（貸与品の交換および修理） 6
料金表........ 6
別記１　（第７条関連）提携事業者によるコンテンツサービス........ 7
別記２ 料金の支払方法 7
別記３ 契約者に関する情報 8
附則........ 8

第１条（規約の適用）

当社は、J:COM TV サービス加入契約約款（以下「TV 約款」といいます。）、インターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）およびJ:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）またはKDDI 株式会社が別に定めるケーブルプラス電話契約約款（以下「ケーブルプラスサービス約款」といいます。）に規定する当社が別に定める定期契約の契約者には、この Smart TV Box サービスの利用に関する規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、Smart TV Box サービスまたはSmart TV Box with タブレットサービス（以下総称して「本サービス」といいます。）を提供します。

２ 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には､料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

３ TV 約款およびNET 約款に規定されている事項と、本規約に規定されている事項に矛盾がある場合は、本規約を優先します。特段断わりが無い場合は、それぞれのサービスに関する規定は、それぞれの約款の規定に準じます。

４ 当社が別に定めることとしている事項については､随時変更することがあります。

第２条（用語の定義）

本規約において使用する用語は､放送法（以下｢法｣といいます。）または電気通信事業法および関連法令等において使用する用語の例によるほか､それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) Smart TV Box	本サービスの提供に限り使用される、放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器（以下「STVB」といいます。）
(2) auID	KDDI 株式会社が発行する auID（以下「auID」といいます。）
(3) タブレット端末	タッチパネル式等の表示・入力部を持った端末で、タブレット型コンピュータ（以下「タブレット端末」といいます。）
(4) コンテンツ	当社や提携事業者等が提供する各種の有償または無償のコンテンツ（以下「コンテンツ」といいます。）
(5) コンテンツサービス	コンテンツサービスは、コンテンツを提供するサービス。インターネット接続サービスの一つの機能として提供されるサービスであり、インターネット接続サービスに関する規定を全て準用します。

第３条（本サービスの内容）

当社は、TV 約款またはNET 約款に定める事項のほか、下記のサービスを提供します。

(1) Smart TV Box サービス

・ STVB を利用したコンテンツサービス

(2) Smart TV Box with タブレットサービス

・ STVB を利用したコンテンツサービス

・ タブレットサービス

株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供する公衆無線 LAN の一部利用を含む

第4条（契約期間）

TV約款およびNET約款で定める期間が契約期間になります。

2　ただし、コンテンツについては、各種のコンテンツの定めに従います。

第5条（提供条件）

本規約で定めるサービスは、TV約款、NET約款およびJ:COM PHONE プラスサービス約款またはケーブルプラスサービス約款に規定する当社が別に定める定期契約の契約者に限り、提供します。

2　STVBを利用したインターネット接続サービスには、当社のNET約款に定める第39条（利用に係る契約者の義務）および第39条の2（禁止事項）を準用します。

3　契約者が、TV約款、NET約款およびJ:COM PHONE プラスサービス約款またはケーブルプラスサービス約款に定める規定に反していると当社が認める場合、本サービスを提供しないことがあります。

第6条（申込と解約等）

本規約で定めるサービスへの申込および解約に関する規定は、当社が別に定めるTV約款、NET約款およびJ:COM PHONE プラスサービス約款またはケーブルプラスサービス約款に準じます。

第7条（コンテンツサービス）

本サービスの契約者に対し、提携事業者により次のサービスの提供を行ないます。なお、提供事業者によりサービスの一部または全部を変更もしくは終了することがあります。当社は、本サービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

(1)　提携事業者によるコンテンツサービス

（ア）セキュリティソフトウェア

別記1に規定するコンテンツサービスが提供されるため、本サービスの提供事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、本サービスをご利用いただく場合は、本サービスが自動的に利用開始となることを承諾していただきます。

（イ）その他提供事業者提供のコンテンツ

提供事業者が定める規約に基づき各提供事業者によって提供されます。本サービスの利用に際しては、本規約の他に各提供事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

第8条（タブレット端末の取扱い）

第8条に定めるタブレット端末の新規申し込みの受け付けは行いません。

2　契約開始月から2年の間、タブレット端末は当社からの貸与品として取扱います。

3　契約者は、タブレットサービスを開始する際に初期費用と、貸与開始月から起算して2年が経過するまでの間、月額固定額の支払いを要します。2年間の月額固定額の支払終了後、タブレット端末は契約者に無償譲渡されます。

第8条の2　（J:COM MOBILE（プランa）契約約款に定めるタブレット端末）

契約者は、本サービスのオプションとして、J:COM MOBILE（プランa）契約約款に定める当社特定の端末を利用することができます。端末機器および通信サービスの提供を受けるための条件等は、全てJ:COM MOBILE（プランa）契約約款に定めます。

第9条（サービスの一時停止）

契約者は、当社が提供する本サービスの一時停止を申し出ることはできません。

第10条（auID）

本サービスの利用には、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が提供する「auID」が必要となります。

2 契約者は、本サービスを利用する場合は、KDDI が別に定める「auID 利用規約」に同意していただきます。また、STVB1 台につき 1 個の「auID」を予め提供しますので、加入申込時に暗証番号を設定していただきます。

3 契約者は、STVB 上で利用されたコンテンツに対する課金および問合せ対応のために、前項で払い出された「auID」が設定されている STVB の機器情報を、当社が KDDI へ提供することについて承諾していただきます。

4 第 2 項で提供された「auID」は、契約者が本サービスを解除した場合においても自動的に解除はされません。なお、解除する場合は、提供元の KDDI へ解除手続きを行なうものとします。

第11条（知的財産権および成果物の帰属）

本サービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係わる著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、すべて当社およびビデオコンテンツの提供者に帰属します。利用者はビデオコンテンツの視聴のみできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用および第三者への転許諾等一切行なうことはできません。

2 利用者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、利用者は、自己が回答した内容等につき著作者人格権を行使しないものとします。

第12条（個人情報の取扱い）

当社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年総務省告示第 69 号）および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号）に基づくほか、当社が別途掲示する個人情報保護ポリシーおよび本規約の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとします。

2 当社は、契約者の個人情報（別記 3）を次に掲げる目的のために利用するものとします。

(1) 契約者の確認や利便性の提供・向上、並びにサービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、アフターサービス、変更・解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、および料金請求や収納業務等のため。

(2) 契約者のテレビの視聴状況や STVB・インターネットの使用状況並びに操作に関する記録と契約者の個人情報を利用し、営業・販売活動の促進やプロモーションを行うため。また、これらについてアンケート調査およびその分析を行い、設備の保守および新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図り、あるいは集計･分析を行い、統計資料を作成するため。

(3) 契約者に電子メール、郵便、電話等で連絡することにより、当社の各種サービス・キャンペーン・イベントまたは業務提携先等の商品やサービス等の情報を提供するため。

(4) 契約者との電話応対時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等

を正確に把握しサービスの向上を活かすため、および応対品質の向上を図り顧客満足度を高めるため。

(5) 契約者がダウンロードされたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。

(6) 契約者のテレビの視聴状況や STVB・インターネットの使用状況並びに操作に関する記録から、お勧め情報の表示をするため。

(7) 上記（1）～（6）のほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、当社が契約者の個人情報を利用することがあります。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 当社は、本条第2項に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を業務委託先に委託することができるものとします。

5 当社は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。

(1) 予め契約者本人の同意を得た場合。

(2) 合併、会社分割、事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合であって、本条第2項、第3項に規定する利用目的の範囲内で当該個人情報を取扱う場合。

(3) 本条第3項に規定する事項に該当する場合。

第13条（責任の制限）

本規約で定めるサービスにおいて、当社は TV 約款および NET 約款に定める場合のほか、責任を負いません。

第14条（利用者の維持責任）

契約者は、当社からの貸与品の取扱いにおいては、充分に注意して行い、故障に際しては契約者の責に帰すべき理由のときには、その修理代金を全て負担するものとします。

2 契約者が、STVB およびタブレット端末におけるウイルス駆除等の予防策を怠った場合、貸与品の高所からの落下、貸与品の浸水、貸与品の焼失および滅失の場合は、理由の如何に係らず、契約者が修理代金もしくは機器損害金の全てを負担するものとします。なお、タブレット端末に関しては、貸与開始月から起算して2年以内のものに限ります。

3 当社は、契約者からの要請に基づき、前2項に該当する故障した貸与品等の交換・修理等を行なった場合、当社が交換・修理に要した費用を請求することがあります。

4 貸与品について、その機能に支障がない場合でも、外装の傷やシール等の痕跡等により、当社は

機器損害金を請求することがあります。

第15条（貸与品の交換および修理）

第 14 条（利用者の維持責任）に該当しない場合で、貸与品に不具合が発生した場合、当社は交換もしくは修理を行ないます。

2 貸与品の交換および修理に際して、貸与品内部に保存されているコンテンツサービスや、データ等は全て消去します。保存が必要な場合は、契約者が事前に保存を行なう必要があります。なお、有料のコンテンツサービスは、当社もしくは auID にて管理しているため、再度コンテンツサービスをダウンロード等する際に料金を請求されることはありません。

3　当社は、契約者の責に帰さない場合には、貸与品の交換および修理に関する費用の負担は求めません。

4　タブレット端末の無償譲渡実施以降は、第1項、第2項、第3項は適用されません。

料金表

当社は､本サービスに係る料金を、TV 約款および NET 約款に定めるほか、定めのないものについてはこの料金表に従い適用します。

1.月額利用料

	Smart TV Box サービス利用料
Smart TV Box サービス	452 円（税込 488 円）
Smart TV Box with タブレットサービス タイプ 1	952 円（税込 1,028 円）（※1）
Smart TV Box with タブレットサービス タイプ 2	1,952 円（税込 2,108 円）（※1）
Smart TV Box with タブレットサービス タイプ J:COM MOBILE（プラン a）	452 円（税込 488 円）

※1　利用開始月から起算して 3 年目以降は本規約第 8 条に基づき利用料を 452 円（税込 488 円）に変更します。

2.工事費等

	設置および撤去工事費	故障点検・補修費
Smart TV Box サービス	実費	実費
Smart TV Box with タブレットサービス	実費	実費

3.損害金（不課税）

Smart TV Box	30,000 円/台
Smart TV Box 専用リモコン	3,000 円/個（※1）

取扱説明書	実費
タブレット端末 (Smart TV Box with タブレットサービス タイプ 1)	8,900 円（※2)
タブレット端末 (Smart TV Box with タブレットサービス タイプ 2)	35,000 円（※2)
タブレット端末 （Smart TV Box with タブレットサービス　タイプ J:COM MOBILE（プランa))	-

※1　リモコンのみ未返却の場合、1個毎に適用します。

※2　1台目のタブレット端末でかつ、貸与開始月から起算して2年間のみ適用します。

4.手続きに関する料金

	サービス変更手続料
Smart TV Box サービス	別に算定する実費相当額
Smart TV Box with タブレットサービス	別に算定する実費相当額
Smart TV Box with タブレットサービス　タイプ J:COM MOBILE（プランa)	別に算定する実費相当額

5.初期費用

	初期費用
Smart TV Box サービス	-
Smart TV Box with タブレットサービス　タイプ1	5,000円（税込 5,400円）
Smart TV Box with タブレットサービス　タイプ2	15,000円（税込 16,200円）
Smart TV Box with タブレットサービス　タイプ J:COM MOBILE（プランa)	-

別記1 （第7条関連）提携事業者によるコンテンツサービス

コンテンツサービス	提携事業者	備考
ウイルスバスター	トレンドマイクロ株式会社	

別記2 料金の支払方法

1　契約者は、料金について、支払日の到来する順序に従って支払っていただきます。

2　契約者は、当社所定の申込書に記入の上、金融機関の契約者の口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済手段を用いて、支払っていただきます。

3　クレジットカードによる場合、当社が有する契約者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、契約者は同意したものとみなします。料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落とされることとなります。
4　第2項および第3項にかかわらず、当社が特に定める場合には、契約者は、指定する金融機関等、または当社のサービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。
5　契約者は、契約の申込を行なう場合に、サービスの提供開始に先立って、契約に基づき支払うべき額の一部を、前もってお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還いたしません。
6　料金の過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当もしくは加算します。
7　当社は、毎月 1 日から末日までを 1 ヶ月間として料金の計算を行います。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行ないません。
8　当社は、前項の方法で計算した利用料（月額）を、当社が認める場合を除き、当該月内に請求するものとします。

別記3 契約者に関する情報
1　契約者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等、職業、勤務先、生年月日等個人の属性および個人または団体の特性に関する事項。
2　契約の申込日、サービスの提供を開始または解除した日（一時停止および再開をした日を含みます。）、その他当社に請求、通知等した日に関する事項。
3　契約内容に関する事項。
4　利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項。
5　契約者のテレビ視聴履歴、インターネット利用履歴に関する事項。

附則
（実施期日）
本規約は、平成 27 年 6 月 1 日より施行します。

（実施期日）
この改正規定は、平成 27 年 6 月 11 日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成 27 年 10 月 29 日から実施します。